

(写)  
2 西健地第 532 号  
令和 2 年 9 月 7 日

西東京市監査委員 櫻 井 勉 殿

西東京市監査委員 橋 本 勇 殿

西東京市監査委員 小 幡 勝 己 殿

西東京市長 丸 山 浩 一

令和元年度財政援助団体監査の結果に基づく是正・改善措置について  
(通知)

令和 2 年 2 月 25 日付 31 西監第 169 号により是正・改善措置を求められた事項について、別紙のとおり是正・改善措置を講じましたので、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 14 項の規定に基づき通知します。

また、財政援助団体である公益社団法人西東京市シルバー人材センターにおける是正・改善措置についても、別紙のとおり併せて通知します。

## 指摘事項における是正・改善措置について

## 記

指摘事項 1	<p>交付要綱について、シルバーの要綱が新規則に改正され、従前の用語の改正がなされているにもかかわらず、それに対応した交付要綱の用語の改正が行われていなかった。</p> <p>交付要綱については、シルバーと連絡、調整を行い、内容を精査の上、改正を行うべきである。</p>
是正・改善措置	<p>シルバー人材センターの規程集を最新版に改め、シルバー人材センターと連絡、調整を行いながら内容を精査し、適切な用語を用いるよう要綱の一部改正を行う。</p> <p>今後シルバー人材センター理事会にて承認された規程集の変更について、シルバー人材センターと当課の担当者間での情報共有を図り、速やかに対応する。</p>

<p>指摘事項 2</p>	<p>補助金交付に係る一連の手續について、交付要綱では、交付申請のあった補助金交付対象事業及び同事業に要する経費を適当と認めるときは補助金の交付を決定すること、補助金交付対象事業の実績の報告を受けたときは当該報告の審査及び必要に応じて行う調査等により交付すべき補助金の額を確定することを定めている。</p> <p>しかし、提出された交付申請書及び実績報告書を確認したところ、添付された資料では補助金の交付決定額及び確定額が適正であるかどうか判然としなかった。その原因は、交付申請及び実績報告の様式において必要となる事項及び関係資料等の記載が不備であったことによるものである。そのため、関係資料の提出を求め検証したところ、交付決定額及び確定額自体には不適正な点がないことを確認した。</p> <p>補助金交付に係る一連の手續において、交付申請書及び実績報告書は、補助金の交付額を決定及び確定するための重要なものであることから、交付要綱及び様式について改めて点検整備するとともに、交付申請書及び実績報告書が提出されたときは、提出書類及びその内容を精査し、必要に応じて関係資料を追加して求めるなど、適正な指導・監督を行うべきである。</p>
<p>是正・改善措置</p>	<p>補助金交付に係る要綱、様式を点検し、判断をしやすいものに改め、適正な補助金執行事務が行えるようにすると同時に、シルバー人材センターとも共通認識を深める。</p>

<p>指摘事項 3</p>	<p>経理状況報告について、交付要綱では、シルバーは補助金交付対象事業に係る毎月の経理状況を翌月末までに報告することを定めているが、提出された補助金執行状況調書（経理状況報告）は、補助金交付対象事業に係る経理状況が不明確であった。</p> <p>同調書は、実績報告書の審査、補助金交付額の確定の根拠となる調書であることから、調書の内容、必要書類について改めて点検整備するとともに、シルバーには、調書の目的に合った書類が提出されるよう適切な指導・監督を行うべきである。</p>
<p>是正・改善措置</p>	<p>毎月の経理状況の報告書類について、内容をシルバー人材センター職員と協議し、これまでの補助金執行状況調書に加え、補助対象経費を細かく記入、報告できる書類を追加した。</p>

## 公益社団法人西東京市シルバー人材センター

## 指摘事項における是正・改善措置について

## 記

指摘事項 1	<p>補助金交付に係る一連の手続について、交付要綱及び様式を定めているが、提出された交付申請書及び実績報告書を確認したところ、添付された資料では交付申請額、交付決定額、実績報告額、交付確定額が適正であるか判然とせず、内容が不備な点も見受けられたため、関係資料の提出を求め検証したところ、補助金の交付申請額及び執行額自体には不適正な点がないことを確認した。そのほか、会計経理及び契約事務において、事務処理誤りが見受けられた。</p> <p>補助金交付に係る一連の手続において、交付申請書及び実績報告書は、補助金の交付額を決定及び確定するための重要なものであることから、必要書類及び記載内容等について市と調整を行い、適正な交付申請及び実績報告を行われない。</p>
是正・ 改善措置	<p>市との調整を行い、これまでの資料に加え、新たに「補助金申請精算書」及び「補助金執行計画及び実績報告書」を提出することにより、補助金交付に係る一連の手続を判断しやすいものとした。</p>

<p>指摘事項 2</p>	<p>経理状況報告について、交付要綱では、シルバーは補助金交付対象事業に係る毎月の経理状況を翌月末までに報告することを定めているが、提出された補助金執行状況調書（経理状況報告）は、補助金交付対象事業に係る経理状況が不明確であった。</p> <p>同調書は、実績報告書の審査、補助金交付額の確定の根拠となる調書であることから、調書の内容、必要書類については市と調整を行い、補助金の経理状況を把握できる調書を作成されたい。</p>
<p>是正・改善措置</p>	<p>市との調整を行い、これまでの資料に加え、新たに「補助金執行計画及び実績報告書」を提出することにより、補助金の経理状況を把握しやすいものとした。</p>